

下條村森林経営管理制度実施方針（実施計画）

制定：令和2年9月15日

1 趣旨

下條村森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、下條村に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう下條村が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）現況と課題

- 下條村の森林は 2,652ha で、うち民有林は 2,335ha となっている。
- 民有林人工林（978ha）で、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が 714ha あり、そのうち令和元年度時点で 316ha が間伐等の整備が必要な状態にある。
- 下條村内では、飯伊森林組合により 4 団地（区域面積 1,046ha、うち人工林 179ha）の森林経営計画が策定されている。飯伊森林組合では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定をふまえた上で事業を検討していく。
- 下條村内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林及び里山整備方針において実施されている。
- 平成 30 年の台風災害ではこの主要幹線や幹線に沿って設置される送電線、電話線などが被災し、住民の生活に支障をきたした。また、村ハザードマップによればこれら集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在している。
- 下條村では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

（2）基本的な考え方

- 下條村では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- 以上を踏まえ、別添図面のとおり生産林・環境林及びその他森林に区分し、生産林については森林組合による集約的な森林生業を促すとともに、環境林については森林経営管理制度を通じて下條村が主体的に整備を進め

る。なお、その他森林については、環境林の意向調査が完了し整備の体制が整い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林
 - 下條団地 (1.2.3.4.5.6.7.8.9.10 林班)
 - 下條 2 団地 (13.14.15 林班)
 - 睦沢団地 (31.32 林班)
 - 睦沢 2 団地 (36.37.38.39.40 林班)
 - の内計画のある森林
- ・ 森林経営計画樹立候補森林
 - ※森林組合と調整中
- ・ 公有林 (村有林)
- ・ 団体有林
 - 国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
 - 一般社団法人 長野県林業公社
 - 親田生産森林組合 新井同栄会
- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・ 下條村ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む林班を抽出する。
- ・ 上記で抽出されない森林で居住区域、国県道、河川沿いに連続する林班を抽出する。
- ・ 抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

ウ 生産林区域の経営委託不同意森林

- ・ 森林経営計画対象林班内の経営委託不同意森林を抽出する。

(2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積及び森林資源
 - 179.86ha・・・詳細は別紙 1 森林資源構成表のとおり
- ・ 対象森林の位置・・・別紙図面のとおり
- ・ 対象森林に関わる筆数 (概数) 1771 筆

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、林班単位で行うものとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、下條村による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、森林組合に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林管理経営権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・村が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、村民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- ・森林環境譲与税は下條村森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。
- ・下條村森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、村内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあつては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は村民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南信州地域の市町村と連携し情報の共有その他連携して進める事項の検討を進める。